

ぼれぼれケアセンター白樫短期入所生活介護運営規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人うねび会が開設するぼれぼれケアセンター白樫（以下「本事業所」という）が行う短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「本事業」という）は、要介護者（要支援者）について、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、精神的に安定して健康で明るい生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の介護、その日常生活上での世話や機能訓練、その他必要な援助を行うものとする。

2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 本事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び保健・医療又は福祉サービスを提供するもの等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ぼれぼれケアセンター白樫
- (2) 所在地 樫原市北越智町3 2 2 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、本事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、法令等において規定されている地域密着型介護老人福祉施設の実施に関し、本事業所の従事者に対し遵守すべき事項について、指揮命令を行う。
- (2) 介護職員 5 名
介護職員は、利用者に対し必要な介護、世話及び支援を行う。
- (3) 看護職員 1 名
利用者の看護、保健衛生の業務を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1 名
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (5) 生活相談員 1 名
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (6) 医師 1 名
利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(通常の送迎の実施地域)

第5条 本事業の送迎の実施範囲は、樫原市、大和高田市、葛城市、御所市、高取町、明日香村、桜井市とする。

(利用定員、利用日数)

第6条 本事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護の利用定員は 10 名とする。

(事業の内容)

第 7 条 短期入所生活介護のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活のなかでの機能訓練
- (4) 相談・援助

(施設サービス計画の作成)

第 8 条 本事業所は短期入所生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した施設サービス計画を作成する。

- 2 本事業所は、それぞれの利用者に応じて作成した施設サービス計画について、利用者及び家族に対してその内容について説明し、同意を得るものとする。
- 3 施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努めるとともに、作成後の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(利用料及びその他の費用等)

第 9 条 短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準による額とし、当該短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合の額とする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準による額とする。
- 3 前 2 項の利用料のほか、利用者から次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 短期入所生活介護サービスの居住費は、日額 820 円（第 1・2 段階）、1,310 円（第 3 段階）、4,000 円（4 段階、普通室）、※負担段階による
 - (2) 食費 日額 300 円（第 1 段階）、600 円（第 2 段階）、1,000 円（第 3 段階①）、1,300 円（第 3 段階②）1,700 円（第 4 段階）
（朝食 300 円、昼食 650 円、夕食 750 円）
※食費は介護保険負担限度額認定証に記載してある負担限度額とします。
おやつ代 150 円
電気代（テレビ等 1 台につき） 5,000 円（1 月）
 - (3) 理髪料は、実費を徴収する。
 - (4) その他、日常生活において通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係わる費用で、利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費を徴収する。
- 4 第 3 項に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、同意をえることとする。
- 5 第 2 項による短期入所生活介護サービスに係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対し交付する。

(入退所に当たっての留意事項)

第 10 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入

居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等の職員の間で協議するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（衛生管理）

- 第 1 1 条 短期入所生活介護サービスを提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水等については、衛生的な管理に努め、また衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 本事業所において感染症が発生した場合においては、まん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第 1 2 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

- 第 1 3 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する本事業所の防災計画を作成し、防火管理者又は、火気、消防等についての責任者を定め、当該防災計画に基づき年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

（苦情処理）

- 第 1 4 条 短期入所生活介護サービスの提供に係わる利用者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 本事業所は、提供した短期入所生活介護サービスに関し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 2 3 条及び指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 37 号）第 172 条の 2 の規定による質問、照会又は調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第 1 5 条 本事業所は、職員の資質の向上を図るためのこれに必要な研修の機会を次のとおり設けるものとし、これに必要な業務体制を整備するものとする。
 - （1）採用時研修 採用後 3 カ月以内
 - （2）継続研修 年 1 2 回以上
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員が職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約に盛り込むものとする。
- 4 本事業所は、短期入所生活介護サービスに関する記録を整備し、利用者の短期入所生活介護サ

ービスが完結した日から5年間保存するものとする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他)

第16条 この規則に定める事項のほか、本事業の運営に関し必要な事項は、法人と本事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

この規定は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月1日から施行する。